

稲沢市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市立地適正化計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画を策定するため、稲沢市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を得た者
- (3) 市内関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる委員に事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に参加することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、立地適正化計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する委員のうちから、委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(オブザーバー)

第8条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会

の会議に参加することができる。

（会議の公開）

第 9 条 委員会の会議は、原則として公開する。

2 委員会の会議の公開について必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第 10 条 委員会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

（策定検討会）

第 11 条 委員会に、立地適正化計画の素案を検討するため、稲沢市立地適正化計画策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 検討会は、別表に掲げる部及び課の長等を会員として構成する。

3 会員に事故があるときは、その職務を代理する者が検討会の会議に参加することができる。

4 検討会に、会長及び副会長を置き、会長はまちづくり部長をもって充て、副会長はまちづくり部都市計画課長をもって充てる。

5 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会長は、検討会の事務を掌理し、検討会の経過及び結果を必要に応じ委員長に報告するものとする。

（庶務）

第 1 2 条 委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

会長	まちづくり部長
会員	総合政策部秘書政策課長
会員	総務部総務課長
会員	市民福祉部福祉課長
会員	市民福祉部高齢介護課長
会員	子ども健康部子育て支援課長
会員	子ども健康部健康推進課長
会員	経済環境部商工観光課長
会員	経済環境部農務課長
会員	経済環境部環境保全課長
副会長	まちづくり部都市計画課長
会員	まちづくり部都市計画課 国府宮駅周辺整備推進室長
会員	まちづくり部都市整備課長
会員	まちづくり部建築課長
会員	建設部用地管理課長
会員	建設部防災安全課長
会員	上下水道部水道業務課長
会員	教育委員会事務局庶務課長
会員	教育委員会事務局生涯学習課長